

寄付金の税制優遇について

公益社団法人 北海道森と緑の会は、「特定公益増進法人」に該当し、当会への寄付金については、次のような税制上の優遇措置があります。

●優遇措置の内容

[法人の場合]

特定公益増進法人に対する寄付金については、優遇措置により、一般の寄付金と別枠で損金算入することが認められています。

このため、特定公益法人である当会に対する寄付は、一般の団体への寄付よりも、税制上優遇され、法人税の軽減が図られることとなります。

①法人税

当会（特定公益増進法人）への寄付金の損金算入限度額の計算

ア. 特別損金算入限度額（特定公益増進法人への寄付）

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

イ. 一般寄付金の算入限度額

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \div 2$$

アとイの限度額（合計）までの寄付金額の損金算入が可能となります。

* 資本金等の金額：資本の金額と資本積立金の合計

[個人の場合]

寄付される金額が2千円を超える場合は、所得税の「寄付金控除」および住民税の「寄付金税額控除」の対象となります。

①所得税

$$[\text{寄付金額} (\text{総所得金額の} 40\% \text{を上限}) - 2,000 \text{円}] \times [40\%]$$

までの税額控除（所得税額の25%が上限）が可能となります。

②個人住民税

$$[\text{寄付金額} (\text{総所得金額の} 30\% \text{を上限}) - 2,000 \text{円}] \times [4\% (\text{道民税}) + 6\% (\text{市町村民税})]$$

までの税額控除が可能となります。

※ 個人住民税については、都道府県及び市町村が条例で指定している寄付金が控除の対象となります。北海道は、当会に対する寄付金を条例指定しております。市町村につきましては、札幌市は条例指定しております。その他市町村につきましては、個別に確認をしてください。